

新潟市青少年育成員に関する要綱

(設置)

第1条 本市の青少年の健全育成を図るため、新潟市青少年育成員（以下「育成員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 育成員は、年齢が委嘱時に20歳から75歳までの者で、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係機関等の職員
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 青少年の健全育成に深い理解と関心を持ち、青少年の健全育成活動を意欲的に進めることができる者

(定数)

第3条 育成員の定数は、60人以内とする。

(期間等)

第4条 育成員の任期は2年とする。ただし、補欠の育成員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、第6条第2項又は第3項の規定に違反した場合等特別の事由があるときは、任期中であっても育成員を解嘱することができるものとする。

(職務)

第5条 育成員は次の職務を行う。

- (1) 青少年の街頭育成活動に関すること。
- (2) 青少年を取り巻く社会環境の浄化活動に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成に関すること。

(活動の制限)

第6条 育成員は、その職務を遂行するに当たって、教育委員会の定める方針を理解し、活動するものとする。

2 育成員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 育成員は、青少年育成事業の信用を傷つけ、又はその事業全体の不名誉となるような

行為をしてはならない。

4 育成員は、相互に連絡を密にし、お互いに協力し合わなければならない。

5 育成員は、常にその活動を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、育成員に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年7月1日付けで委嘱する育成員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。